高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について

1. 国民健康保険法施行令の一部改正に伴うもの

(1) 特定世帯に係る世帯別平等割の減額措置の延長等

1.1.6-111.1116	改正前		改正後	
対象世帯	期間	軽減率	期間	軽減率
特定世帯となって6年から8年の世 帯(特定継続世帯)	_	_	3年間	1/4

[※]平成25年度分保険料から適用

※特定世帯(二人世帯で、一人が後期高齢者医療へ移行し、もう一人が国民健康保険に残った世帯)に係る世帯別平等割の1/2を5年間減額する措置は変更なし

(2) 特定同一世帯に係る保険料減額期間の見直し

対象世帯	減額判定方法	改正前	改正後
後期高齢者医療へ移行したことにより、国民健康保険被保険者の資格を喪失した者が、継続して同一の世帯に属する世帯(特定同一世帯)	後期高齢者医療制度 に移行した者も、国民 健康保険加入者とみ なして減額の判定を 行う。	5年間	恒久的措置

[※]平成25年度分保険料から適用

(3) 保険料の基礎賦課額の算定に関する特例の延長

保険財政共同安定化事業及び高額療養「平成22年度~」平成22年度~	
保険財政共同安定化事業及び高額療養 平成22年度~ 平成22年度~	度~
費共同事業に係る拠出金及び交付金の 平成25年度 平成26年度	年度
額を含めて算定する。	

2. 地方税制改正に伴うもの

(1) 特例基準割合の見直し

区分	改正前	改正後
特例基準割合	前年11月30日における日本銀行 法に定められる商業手形の基準割引 率(旧公定歩合)に年4%の割合を加 算した割合	年10月~前年9月における平均に、

(2) 延滞金の割合の特例の見直し

			特 例		
区分内容		本 則	改正前	改正後	
延滞金	法定納期限を経過し 履行遅滞となった納 税者に課されるもの	14.6%	_	特例基準割合に 年7.3%を加算	
1ヶ月 以 内	納期限後1ヶ月以内 の利率	7.3%	特例基準割合	特例基準割合に 年 1.0%を加算	

・施行期日:平成26年1月1日

(参考) 延滞金の割合の試算

-		<u> </u>		
区分		改正前	改正後	
		平成 24 年 11 月 30 日現在の 商業手形の基準割引率: 0.3%	貸出約定平均金利の 年平均が1%の場合	
延滞金		14.6%	9. 3%	
	1ヶ月 以 内	4. 3%	3.0%	

※平成25年2月国の制度説明会資料による。